

## あれ？ ※リボ払いになってる… ～利用明細は必ず確認しましょう～

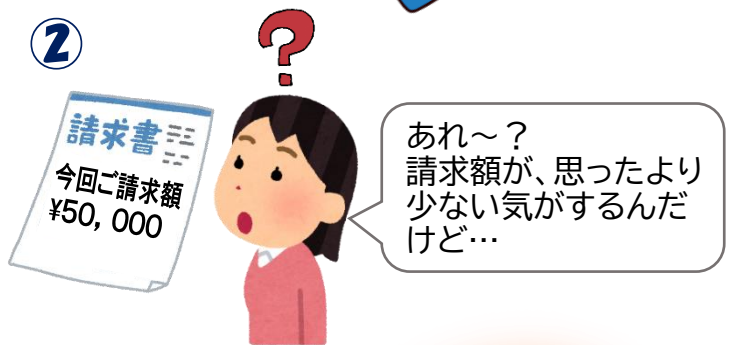
※リボ払い（リボルビング払い）  
クレジットカードで支払う方法の一つ。  
利用金額や回数にかかわらず、あらかじめ  
設定した一定の金額を毎月支払う方法。



①



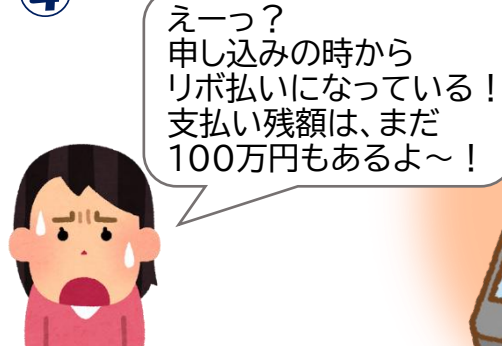
②



③



④



### ⚠️ ここに注意 ⚠️

#### 【リボ払いの特徴】

- ・月々の支払いを一定に抑えられる
- ・支払いが長期化し手数料がかさむ

#### 【申し込み時に必ず確認すること】

- ・初期設定がリボ払いになっていないか
- ・リボ払い専用カードではないか

#### 【こんな時はリボ払いになっているかも】

- ・手数料の記載がある
- ・利用額に比べて請求額が少ない

長所・短所どちらも  
あるよ

リボ払いに関する  
確認は大事です！

利用明細は毎月  
必ず確認しよう！

「おかしいな」「困ったな」  
と思ったら、すぐに  
消費生活センターへ  
連絡してケロ！



山形県消費生活センター  
キャラクター「ケロちゃん」



5月は『消費者月間』  
です。  
今年のテーマは…

## 見える情報 見えない仕組み ～AI時代の消費者力を高めるために～

AIが言っていることって  
すべて正しいの？



なぜ同じような広告が  
ずっと出てくるの？

この情報って  
事実なの？

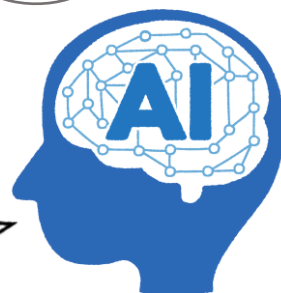
自分の個人情報や  
閲覧履歴が、AIに  
利用されるリスクって  
あるの？



### 消費者月間展示中！

- ◆新庄駅「ゆめりあ」  
5/7(木)～15(金)
- ◆最上総合支庁1階ロビー  
5/25(月)～29(金)

AIは便利な道具だけど  
自分の意志で「選択」「決定」  
する力を持つことが大事  
なんだね！



「消費生活出前講座」を利用してみませんか？

- ◆最新の悪質商法について
- ◆消費トラブル等の相談事例の紹介
- ◆トラブルへの対処法など

各地域に出向いて  
消費トラブルに関する知識を  
わかりやすくお伝えします！



サロン会など  
少人数でもOK！

※詳しくは、お電話で！

### 最上消費生活センター

〒996-0002  
新庄市金沢字大道上 2034(最上総合支庁 1階)

【相談受付】9:00～17:00  
(土日祝日・年末年始除く)

【電話番号】0233-29-1370

「188」で最寄りの消費生活センターにつながります

### 5月・6月の法律無料相談

- 期 日：5月12日(火) 6月9日(火)
- 時 間：13:30～15:30
- 場 所：最上総合支庁
- 相談時間：お一人30分となります

弁護士による専門的なアドバイスが  
受けられます。



※事前予約が必要ですので、当センターへ  
お問い合わせください。